

鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）

都市計画住友常盤地区地区計画を次のように決定する。

名称	住友常盤地区地区計画	
位置	鎌倉市常盤字仲ノ坂、一向堂及び常松下地内	
面積	約 8.5 ha	
地区計画の目標	<p>住友常盤地区は東側から南側にかけて大仏ハイキングコース、西側に大仏切通が位置する歴史的風土保存区域に囲まれた、緑豊かな高台の住宅地である。昭和40年代中頃より通風・採光・眺望・プライバシーに優れた雛段型造成地として開発され、住民はこの自然豊かなゆとりある住環境を堅持してきた。今後、居住専用を主とする閑静な低層住宅地として、健全な生活環境を保全するまちづくりを目指す。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区は、豊かな自然環境を保全し、居住専用を主とするゆとりある低層住宅地として位置づけ、敷地内の緑化の努力、敷地の細分化の防止、建築物の用途制限等を規定することにより健全な住環境の維持を図る。</p> <p>法面は景観と安全面から切土、盛土等の形質を変更することなく、現状を維持するものとする。</p>
	緑化の方針	<p>現在の自然環境を後退させることなく、法面及び建築物の敷地は緑化に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>閑静なゆとりのある低層住環境の保全を図るため、建築物の用途の制限および建築物の敷地面積の最低限度について必要な基準を設ける。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（届出住宅〔住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅〕、又は長屋、共同住宅を除く。） (2) 住宅で事務所、学習塾・華道教室・囲碁教室等、アトリエ又は工房の用途を兼ねるもの。 (3) 集会所（近隣住民を対象としたものに限る。） (4) 前各号の建築物に附属するもの。
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
			当該規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないものについて、その全部を一の敷地として使用する場合にはこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり